

公布した規則一覧

令和5年

公布 番号	規則名
74	杉並区立コミュニティふらっと条例施行規則の一部を改正する規則
75	杉並区職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則
76	杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則
77	杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則の一部を改正する規則
78	租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則
79	杉並区立子ども・子育てプラザ条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
80	杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則
81	杉並区立児童青少年センター及び児童館条例施行規則の一部を改正する規則
82	杉並区立子ども・子育てプラザ条例施行規則の一部を改正する規則
83	杉並区立消費者センター条例施行規則の一部を改正する規則
84	杉並区予算事務規則の一部を改正する規則

杉並区立コミュニティふらっと条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年7月4日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第74号

杉並区立コミュニティふらっと条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立コミュニティふらっと条例施行規則（令和2年杉並区規則第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

杉並区立コミュニティふらっと方南	毎月第1水曜日及び第3水曜日	1月1日から同月4日まで	12月28日から同月31日まで
------------------	----------------	--------------	-----------------

別表第2中

杉並区立コミュニティふらっと成田	第1集会室 第2集会室 第3集会室 多目的室	使用日の属する月の3月前の月の15日の午前10時から23日の午後8時まで		を
------------------	------------------------	--------------------------------------	--	---

杉並区立コミュニティふらっと成田	第1集会室 第2集会室 第3集会室 多目的室	使用日の属する月の3月前の月の15日の午前10時から23日の午後8時まで		に
杉並区立コミュニティふらっと方南	第1集会室 第2集会室 第3集会室 第4集会室 多目的ルーム（音楽使用又は体育使用）			

改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第6条、第20条関係）

区分	使用の申請期間		
	区が自ら行政目的のために使用するとき、区との共催で行う事業のために使用するとき又は区長が特に必要	区内に住所を有している者、区内の事務所若しくは事業所に勤務している者、区内の学校に在学している	その他の者が使用するとき。

	と認めたとき。	者又は区内の団体に所属している者が使用する時。	
使用日が1月から3月までの間にある場合	使用日の属する年の前年の6月1日の午前10時から使用日まで	使用日の属する月の2月前の月の27日の午前10時から使用日まで。ただし、区長が連続して使用する必要があると特に認めたときは、3日を限度として、使用日の初日の3月前の月の1日（杉並区立コミュニティふらっと方南の多目的ルームを集会使用するとき）の午前10時から使用日まで	使用日の属する月の2月前の月の27日の午前10時（杉並区立コミュニティふらっと方南の多目的ルームを集会使用するとき）は、午後1時から使用日まで
使用日が4月から9月までの間にある場合	使用日の属する年の前年の12月1日の午前10時から使用日まで		
使用日が10月から12月までの間にある場合	使用日の属する年の6月1日の午前10時から使用日まで		

付記 使用の申請期間の初日が休館日であるときは、特に定めがない限り、その日後その日に最も近い休館日でない日を  
使用の申請期間の初日とする。ただし、使用の申請期間の初日が年始の休館日であるときは、区長が別に定める日とする。

別表第4に次のように加える。

杉並区立コミュニティふらっと方南	電子ピアノ	1日	200円
	レーザーカラオケ	1日	100円
	ビデオプロジェクター	1日	100円

第1号様式から第3号様式までの規定中「楽器練習室」を「楽器練習室等」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和6年1月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2号様式及び第3号様式の改正規定並びに次項及び附則第4項の規定  
公布の日
  - (2) 別表第3の改正規定 令和5年10月1日
  - (3) 別表第2及び第1号様式の改正規定並びに附則第3項の規定 令和5年10月15日
- 2 改正後の別表第4に規定する杉並区立コミュニティふらっと方南の備付器具の使用の承認その他のこの規則の施行の日以後の使用に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。

- 3 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の際、改正前の第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 4 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の際、改正前の第2号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則を公布する。

令和5年7月4日

杉並区長 岸 本 聡 子

## 杉並区規則第75号

### 杉並区職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区職員の高齢者部分休業に関する条例（令和5年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の期間の始期)

第2条 条例第2条第3項の規則で定める日は、60歳に達する日後の最初の4月1日以後の各年の4月1日とする。ただし、やむを得ない事由があると任命権者が認めるときは、この限りでない。

(高齢者部分休業の承認の申請手続)

第3条 高齢者部分休業の承認の申請は、庶務事務システム（電子計算組織を利用して職員の勤務状況の管理等に関する事務を総合的に処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）に所要事項を入力することにより、高齢者部分休業を開始しようとする日の1月前までに（やむを得ない事由があると任命権者が認める場合にあつては、遅滞なく）行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、高齢者部分休業承認申請書（第1号様式）により行うことができる。

2 任命権者は、高齢者部分休業の承認の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(承認の取消し又は休業時間の短縮等)

第4条 任命権者は、条例第3条の規定により高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮する場合は、高齢者部分休業承認取消等同意書（第2号様式）により高齢者部分休業をしている職員の同意を得なければならない。

2 条例第2条第1項の規定により高齢者部分休業の承認を受けた職員は、前条第1項の規定により申請した事項を変更しようとするときは、庶務事務システムに

所要事項を入力することにより、当該変更しようとする日の1月前までに（やむを得ない事由があると任命権者が認める場合にあっては、遅滞なく）、任命権者に申請しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、高齢者部分休業承認変更申請書（第3号様式）により行うことができる。

（高齢者部分休業における給与の減額）

第5条 条例第5条の規定により給与の減額をする場合には、杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）の適用を受ける職員にあっては杉並区職員の給与に関する条例施行規則（昭和50年杉並区規則第17号）第8条、第9条及び第12条の規定を、杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の適用を受ける職員にあっては杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則（平成19年杉並区教育委員会規則第3号）第11条、第13条及び第18条第4項の規定を、杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の適用を受ける職員にあっては杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年杉並区教育委員会規則第16号）第10条、第12条及び第17条第4項の規定を準用する。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 高齢者部分休業の承認の申請その他のこの規則の施行の日以後の高齢者部分休業に関し必要な行為は、同日前においても第3条及び第4条の規定の例により行うことができる。

## 高齢者部分休業承認申請書

<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> (任命権者) .....宛  <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">( 申 請 者 )</div> 所 属 ..... 職 務 名 ..... 職 員 番 号 ..... 氏 名 .....  以下のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。					
申請期間	年 月 日 から 年 月 日まで (当該職員の定年退職日)				
休 業 時 間	<input type="checkbox"/> 毎日  <input type="checkbox"/> その他		時 分～ 時 分		時 分～ 時 分
			時 分～ 時 分		時 分～ 時 分
			時 分～ 時 分		時 分～ 時 分
	休業時間の合計		時間 分		
申請理由					

※該当する□にレ印を記入してください。

高齢者部分休業承認取消等同意書

年 月 日					
(任命権者)					
.....宛					
所 属..... 職 務 名..... 職 員 番 号..... 氏 名.....					
<input type="checkbox"/> 以下のとおり承認を取り消すことに同意します。 <input type="checkbox"/> 以下のとおり休業時間を短縮することに同意します。					
承認の取消の日 又は休業時間の短縮を開始する日	年 月 日				
短縮後の休業時間	<input type="checkbox"/> 毎日		時 分～ 時 分		時 分～ 時 分
	<input type="checkbox"/> その他		時 分～ 時 分		時 分～ 時 分
	休業時間の合計				
	時間 分				
備 考					

※該当する□にレ印を記入してください。



## 高齢者部分休業承認変更申請書

年 月 日					
(任命権者)					
宛					
(申請者)					
所 属 .....					
職 務 名 .....					
職 員 番 号 .....					
氏 名 .....					
<input type="checkbox"/> 以下のとおり承認の取消しを申請します。 <input type="checkbox"/> 以下のとおり休業時間の変更を申請します。					
承認の取消しの日 又は休業時間の変 更を開始する日	年 月 日				
変 更 後 の 休 業 時 間	<input type="checkbox"/> 毎日  <input type="checkbox"/> その他		時 分～ 時 分		時 分～ 時 分
			時 分～ 時 分		時 分～ 時 分
			時 分～ 時 分		時 分～ 時 分
	休業時間の合計			時間 分	
備 考					

※該当する□にレ印を記入してください。

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年7月12日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第76号

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年杉並区規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1（3）中

杉並区立本天沼区民集会所	第1集会室 第2集会室 第3集会室 第4集会室 和室								を削
--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	----

り、

杉並区立高円寺北区民集会所	第1集会室 第2集会室 第3集会室 第4集会室 第5集会室 第6集会室 和室								を
杉並区立天沼区民集会所	第1集会室 第2集会室 第3集会室 第4集会室 第5集会室								

杉並区立高円寺北区民集会所	第1集会室 第2集会室 第3集会室 第4集会室 第5集会室 第6集会室 和室								に改
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	----

める。

別表第2（1）を次のように改める。

(1) 消費者センター

名称	区分	使用の申請期間
杉並区立消費者センター	第1教室 第2教室 第3教室 消費生活学習室	使用日の属する月の2月前の月の27日から使用日の前日まで

附 則

- 1 この規則は、令和5年7月15日から施行する。ただし、別表第2(1)の改正規定は、同年8月27日から施行する。
- 2 令和5年10月1日前の改正前の別表第1(3)に規定する杉並区立本天沼区民集会所及び杉並区立天沼区民集会所の施設の使用に係る杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則第1条に規定する予約システムの利用については、なお従前の例による。

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年7月12日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第77号

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則（昭和54年杉並区規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 杉並区立本天沼区民集会所の項及び杉並区立天沼区民集会所の項を削る。

別表第2 中

杉並区立本天沼区民集会所	第1集会室 第2集会室 第3集会室 第4集会室 和室				を削
--------------	--	--	--	--	----

り、

杉並区立高円寺北区民集会所	第1集会室 第2集会室 第3集会室 第4集会室 第5集会室 第6集会室 和室				を
杉並区立天沼区民集会所	第1集会室 第2集会室 第3集会室 第4集会室 第5集会室				

杉並区立高円寺北区民集会所	第1集会室 第2集会室 第3集会室 第4集会室 第5集会室 第6集会室 和室				に改
---------------	--	--	--	--	----

める。

別表第3 杉並区立本天沼区民集会所の部及び杉並区立天沼区民集会所の部を削る。  
別表第4 杉並区立本天沼区民集会所の部及び杉並区立天沼区民集会所の部を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。ただし、別表第2及び別表第3の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 令和5年10月1日前の改正前の別表第2及び別表第3に規定する杉並区立本天沼区民集会所及び杉並区立天沼区民集会所の施設の使用に係る杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例施行規則第4条の2第1項に規定する抽選申込み及び使用の申請については、なお従前の例による。

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年7月14日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区規則第78号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則  
租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則（平成14年杉並区規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第6号中「第13条の3第9項第2号ロ」を「第13条の3第8項第2号ロ」に、「第21条の19第10項第2号ロ」を「第21条の19第9項第2号ロ」に改める。

第1号様式及び第2号様式中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号様式及び第2号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区立子ども・子育てプラザ条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和5年7月26日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第79号

杉並区立子ども・子育てプラザ条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

杉並区立子ども・子育てプラザ条例の一部を改正する条例（令和4年杉並区条例第34号）の施行期日は、令和5年9月11日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年7月26日

杉並区長 岸 本 聡 子

### 杉並区規則第80号

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則  
杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年杉並区規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2（7）中

杉並区立下高井戸児童館	遊戯室（体育レクリエーション使用）	使用日の属する月の2月前の月の27日から使用日の前日まで	を
杉並区立西荻南児童館	遊戯室（体育レクリエーション使用）	使用日の属する月の2月前の月の27日から使用日の4日前まで	

「

杉並区立西荻南児童館	遊戯室（体育レクリエーション使用）		に

」

改める。

#### 附 則

- この規則は、令和5年7月27日から施行する。
- 令和5年9月11日以前の改正前の別表第2（7）に規定する杉並区立下高井戸児童館の施設の使用に係る杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則第1条に規定する予約システムの利用については、なお従前の例による。



杉並区立児童青少年センター及び児童館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年7月26日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区規則第81号

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例施行規則の一部を改正する規則  
杉並区立児童青少年センター及び児童館条例施行規則（平成9年杉並区規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表1 杉並区立上高井戸児童館の部に次のように加える。

高三学童クラブ	杉並区下高井戸四丁目16番24号	150
---------	------------------	-----

別表1 杉並区立下高井戸児童館の部を削る。

附 則

この規則は、令和5年9月11日から施行する。

杉並区立子ども・子育てプラザ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年7月26日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第82号

杉並区立子ども・子育てプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立子ども・子育てプラザ条例施行規則（平成28年杉並区規則第148号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「杉並区立子ども・子育てプラザ下井草」の次に「及び杉並区立子ども・子育てプラザ下高井戸」を加える。

附 則

この規則は、令和5年9月11日から施行する。

杉並区立消費者センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年7月28日

杉並区長 岸 本 聡 子

### 杉並区規則第83号

杉並区立消費者センター条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立消費者センター条例施行規則（昭和47年杉並区規則第38号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「午後9時」を「午後10時」に改める。

別表第1教室等の項中「27日」を「1日」に改める。

別表第2教室等の項中「午後5時」を「午後3時まで又は午後4時から午後6時」に、「午後6時から午後8時」を「午後7時から午後9時」に改め、同表付記2中「午後」の次に「（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）」を加え、「又は夜間後の時間」を削り、同表付記に次のように加える。

3 教室等の使用時間を延長して夜間後の時間を使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を承認する。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

### 杉並区立消費者センター使用申請書

申請年月日	年 月 日
-------	-------

杉並区長 宛  
次のとおり使用したいので申請します。

申請者	住 所	使用年月日	年 月 日 ( )						
	氏 名	使用目的							
	電 話								
	団体名								
申請区分	登録団体・その他 ( )	使用人員	人						
使用区分	定員	時間帯区分 午前：9時～12時 午後①：1時～3時 午後②：4時～6時 夜間：7時～9時 延長：							
①第1教室	36	午前	延長	午後①	延長	午後②	延長	夜間	延長
②第2教室	27	午前	延長	午後①	延長	午後②	延長	夜間	延長
③一体使用 (①②)	60	午前	延長	午後①	延長	午後②	延長	夜間	延長
④第3教室	24	午前	延長	午後①	延長	午後②	延長	夜間	延長
⑤消費生活学習室	13	午前	延長	午後①	延長	午後②	延長	夜間	延長
⑥一体使用 (④⑤)	37	午前	延長	午後①	延長	午後②	延長	夜間	延長
⑦グループ活動室1	12	午前	延長	午後①	延長	午後②	延長	夜間	延長
⑧グループ活動室2	12	午前	延長	午後①	延長	午後②	延長	夜間	延長
⑨一体使用 (⑦⑧)	24	午前	延長	午後①	延長	午後②	延長	夜間	延長
備 付 器 具							保育室		
品 名						数量	使用人員 人		

※使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含みます。

杉並区立消費者センター使用承認書

承認年月日	年 月 日
-------	-------

次のとおり使用することを承認します。  
杉並区長 印

申請者	住 所	使用年月日	年 月 日 ( )
	氏 名	使用目的	
	電 話		
	団体名		
申請区分	登録団体・その他 ( )	使用人員	人

使用区分	定員	時間帯区分							
		午前：9時～12時		午後①：1時～3時		午後②：4時～6時		夜間：7時～9時 延長：	
①第1教室	36	午前	延長	午後①	延長	午後②	延長	夜間	延長
②第2教室	27	午前	延長	午後①	延長	午後②	延長	夜間	延長
③一体使用 (①②)	60	午前	延長	午後①	延長	午後②	延長	夜間	延長
④第3教室	24	午前	延長	午後①	延長	午後②	延長	夜間	延長
⑤消費生活学習室	13	午前	延長	午後①	延長	午後②	延長	夜間	延長
⑥一体使用 (④⑤)	37	午前	延長	午後①	延長	午後②	延長	夜間	延長
⑦グループ活動室1	12	午前	延長	午後①	延長	午後②	延長	夜間	延長
⑧グループ活動室2	12	午前	延長	午後①	延長	午後②	延長	夜間	延長
⑨一体使用 (⑦⑧)	24	午前	延長	午後①	延長	午後②	延長	夜間	延長

備 付 器 具		保育室
品 名	数量	使用人員 人

※使用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含みます。

## 附 則

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。ただし、別表第1並びに第1号様式及び第2号様式の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第1号様式及び第2号様式の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る申請について適用し、同日前の使用に係る申請については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際、改正前の第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区予算事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年7月31日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第84号

杉並区予算事務規則の一部を改正する規則

杉並区予算事務規則（昭和39年杉並区規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条中「財務会計システムを利用して」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。